

## ○泉大津市参画及び協働の推進に関する条例

平成26年12月17日  
条例第23号

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、泉大津市における市政への参画と協働によるまちづくりを推進するための基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者（以下「市民等」という。）及び市がお互いの立場や役割を認識し、信頼関係のもと参画と協働を進めることにより、地域コミュニティが育まれ、市民が主役の活力ある豊かな地域社会をつくることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、通勤又は通学する者をいう。
- (2) 市民公益活動団体 自治会、NPO、ボランティア団体その他市内において第4号に掲げる活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内において営利を目的とする事業を営む法人又は個人をいう。
- (4) 市民公益活動 自主的・自発的に、人や社会に貢献し、様々なニーズや課題解決に取り組む活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 専ら営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者にならうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(5) 市民参画 市民等が、市の政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に参加することをいう。

(6) 協働 市民等及び市が、それぞれの役割と責任を明確にした上で、相手の立場や特性を理解し合い、共通の課題の解決や目的の実現のために協力・協働して活動することをいう。

## (基本原則)

第3条 市民等と市は、次に掲げる原則に基づき、参画及び協働の推進を図るものとする。

- (1) 年齢、性別、国籍、国籍、心身の状況、社会的及び経済的な状況、障がいの有無等の違いに配慮するとともに、市民の多様な個性を尊重すること。
- (2) 自由な意思に基づき、対等な関係であることを常に認識すること。
- (3) 互いの立場や特性を理解し、尊重することで、補完し合い、それぞれの役割を確実に果たすことができるように努めること。
- (4) 互いの関係や経過等を公開し、公平かつ透明性の確保に努めること。
- (5) 協働の目的は、市民全体の利益の増進であるということとを互いに理解し、その認識を共有すること。

## (市民の役割)

第4条 市民は、基本原則に基づき、地域の特性を生かした住みやすいまちづくりを進めるため、自らが主体であることを認識し、自主的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

## (市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、基本原則に基づき、自らの持つ知識及び専門性を生かし、多様なまちづくりの主体との交流・連携を図りながら活動を推進するよう努めるものとする。

2 市民公益活動団体は、自らが行う活動の内容について広く情報発信するとともに、当該活動への市民等の理解及び参加促進を図るよう努めるものとする。

## (事業者の役割)

第6条 事業者は、基本原則に基づき、地域社会の一員であることを認識し、自らの特性及び資源を生かし、自主的にまちづくりに貢献するよう努めるものとする。

## (市の役割)

第7条 市は、基本原則に基づき、参画及び協働のまちづくりを推進するため、市民等が活発に市民公益活動を行えるよう環境整備を図るとともに、参画及び協働

の機会を創出するよう努めるものとする。

- 2 市は、積極的に市政における情報を提供するとともに、市民等から広く意見を求め、施策に反映させるよう努めるものとする。

#### 第2章 市民参画

(市民参画の対象)

第8条 市は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を行おうとするときは、市民参画の手続を実施しなければならない。

- (1) 市の基本構想（泉大津市総合計画条例（平成26年泉大津市条例第1号）第2条第2号の基本構想をいう。）その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更

- (2) 市の基本的な制度若しくは方針を定め、又は市民等に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

- (3) 広く市民の利用に供される大規模な施設の設置にかかる基本計画の策定及び変更

- (4) 前各号に掲げるもののほか、広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入及び改廃

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、対象事項が次の各号のいずれかにかに該当すると認めるときは、市民参画の対象としないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 市の内部の事務処理に関するもの
- (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (4) 法令等により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象事項として適当と認められないもの

- 3 市は、第1項に掲げる対象事項以外のものであっても、市民参画の対象にすることができ。

(市民参画の方法)

第9条 市民参画の方法は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の開催
- (2) パブリックコメント手続の実施
- (3) 市民説明会の開催

- (4) ワークショップの開催

- (5) 市民アンケートの実施

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が適当と認める方法

(市民参画の実施)

第10条 市は、市民参画を実施するときは、前条に規定する方法のうちから、対象事項の性質を勘案して効果的と認める方法を適切な時期において実施するものとする。

- 2 市は、市民参画を実施するに当たり、より広く市民等の意見を求める必要があると認めるときは、複数の方法を併用するよう努めなければならない。

- 3 市は、前項の規定により複数の方法を併用して市民参画を実施する場合は、パブリックコメント手続を含めて実施しなければならない。

- 4 パブリックコメント手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(審議会等)

第11条 市は、市民参画の実施に当たり審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及び市が市民等に意見を求めるため設置した組織をいう。以下同じ。）の委員を選任するときは、審議会等の設置目的を達成するために必要な専門性の確保、男女比率、年齢構成、他の審議会等の委員等との兼職状況等を考慮し、幅広い分野から人材を登用するとともに、委員の公募等により市民等の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

- 2 市は、審議会等を設置したときは、その名称、目的、委員名簿、委員の選出基準等を公表するものとする。

- 3 市は、審議会等の会議（以下「会議」という。）を公開するものとする。ただし、次のいずれかにかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議において泉大津市情報公開条例（平成10年泉大津市条例第10号）第6条又は第7条の規定に該当する情報に関し審議する場合

- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

- 4 市は、会議を開催しようとするときは、事前に会議名、開催の日時、場所、傍

聴等の手続について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

- 5 市は、会議終了後、速やかに会議録を調整し、公表するものとする。ただし、泉大津市情報公開条例第6条又は第7条に規定する情報に該当するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると市又は当該審議会等が認めるときは、この限りでない。

#### 第3章 市民公益活動の促進及び市民等との協働 (市民公益活動の促進)

第12条 市は、市民等との協働を推進するために、市民公益活動団体の自主性及び自立性を尊重し、市民公益活動に対して必要な支援に努め、その活動を促進するものとする。

##### (基本施策)

第13条 市は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、次に掲げる施策を講じるよう努めるものとする。

- (1) 情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 協働に関する認識や知識等を深めるための学習機会の提供に関すること。
- (3) 市民公益活動推進のための拠点施設その他市民公益活動に必要な体制の整備、充実に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため必要があると市が認める事項  
(まちづくりを担う人材の育成)

第14条 市民等と市は、協働によるまちづくりを担う人材の育成に努めるものとする。

- 2 市民等と市は、子どもたちをまちづくりの担い手として尊重し、自発的に地域貢献活動をしていく子どもたちの育成に努めるものとする。

#### 第4章 推進体制 (推進会議の設置)

第15条 市長は、参画と協働のまちづくりを推進するため、泉大津市参画と協働のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、委員10人以内で組織する。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民公益活動団体の代表
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。

6 推進会議は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) この条例の改正又は廃止に関する事項
- (2) 参画と協働のまちづくりの推進に関する取組状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、参画と協働のまちづくりの推進に関すること。

7 推進会議は、前項の規定に基づき、調査及び審議した結果を踏まえ、市長へ提言することができる。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則 (委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であつて、市民参画の手続を実施することが困難なものについては、第8条から第11条までの規定は適用しない。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年泉

大津市条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

# 市民協働の定義・目的とその考え方

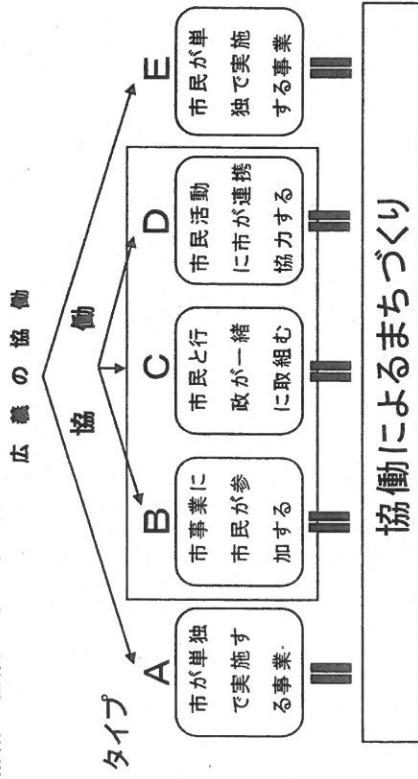
協働の定義（泉大津市参画及び協働の推進に関する条例より）

「市民等と市が、それぞれの役割と責任を明確にした上で相手の立場や特性を理解し合い、共通の課題の解決や目的の実現のために協力・協働して活動することをいう。」

## 協働の目的

市民と市がともに地域の課題に取り組むことにより誰にとっても住みよいまちを実現すること。

## 協働の種類とその考え方



# 協働の具体的事例

## 協働Bタイプ 市事業に市民が参加する

(一例) おおづみん食堂

地域の課題：子どもの貧困率増加・子どもの居場所の減少

事業：月に1回、総合福祉センターにおいて、貧困家庭や孤食の子どもに食事と安心して過ごせる場所を提供する。

協働：市がボランティアを募集し、集まった市民と市職員が一緒に運営する。

## 協働Cタイプ 市民と市が一緒に取り組む

(一例) おおづみんフェスタ

地域の課題：地域の人のつながりの希薄化

(地域コミュニティの衰退)

事業：市民活動団体の活動等を広く市民に発信し団体同士の交流及びネットワーク形成の促進を図ることを目的に団体活動紹介のパネル展示や発表会、その他集客イベントを実施する。

協働：実施に当たっては実行委員会を立ち上げ、市民、団体、市が一緒になって事業内容について企画立案する。

## 協働Dタイプ 市民活動に市が連携協力する

(一例) 市民活動団体による地域猫活動

地域の課題：地域での野良猫の増加による糞尿等の被害

事業：去勢手術を施し、野良猫が増えないようにする。また保護した猫の里親探しを行う。

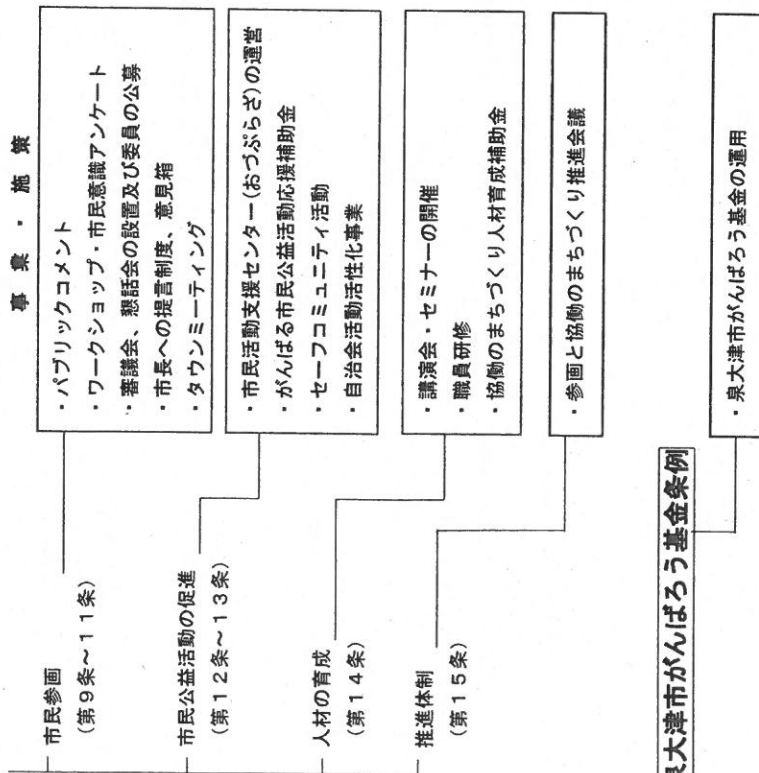
協働：団体が主体的に事業を実施し、市は事業の情報発信や補助金を交付するなど側面的な支援を行う。





### 条例と事業・施策の関連

#### 泉大津市参画及び協働の推進に関する条例

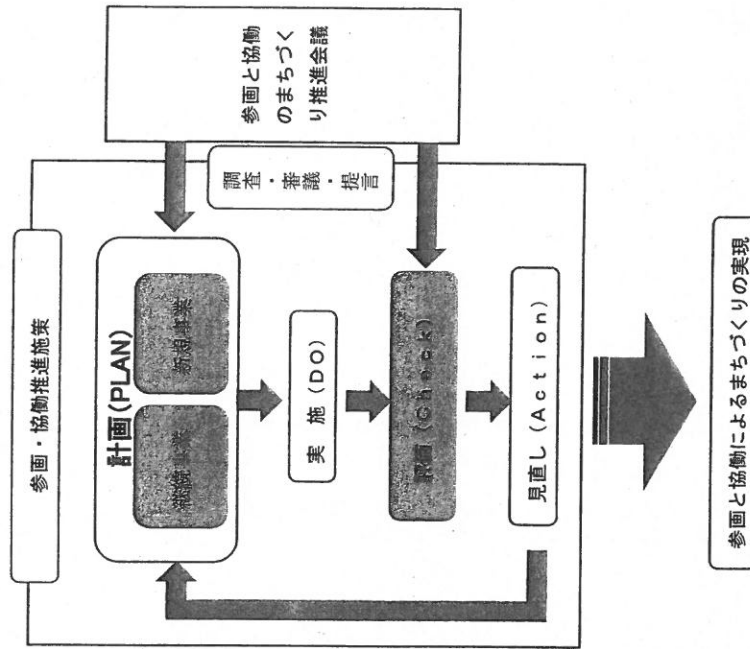


### 参画と協働のまちづくり推進会議について

「泉大津市参画及び協働の推進に関する条例」第15条に基づき、参画と協働のまちづくりを推進するため、学識経験者、市民公益活動団体の代表、公募市民、各種団体等からなる推進会議を設置し、次の内容について調査、審議をする。また、その結果を市長に提言することができる。

(調査・審議する内容)

- 1、この条例の改正又は廃止に関する事
- 2、参画と協働のまちづくりの推進に関する取組状況に関する事
- 3、その他、参画と協働のまちづくりの推進に関する事



### 泉大津市第4次総合計画の2つの基本施策

基本施策	めざす姿
1 「参画と協働」	<p>《市民が主体に活躍できるまち》 市民の意見を市政に反映する場や機会が充実しており、市民と行政の信頼関係から生まれた協働の考えのもと、それぞれの役割や責任に応じた行動により、まちづくりが行われています。また、様々なテーマで活動する市民活動団体がまちづくりの担い手として活躍しています。</p> <p>《地域コミュニティ》 《地域がつながり地域で課題解決できるまち》 世代を超えた交流により、地域コミュニティが育まれ、程よい距離感で、顔見知りの関係が築かれています。地域活動のネットワーク化やリーダー育成などにより、身近にある課題を地域で解決できるまちとなっています。</p>

施策の展開方法	具体的な取組内容
①市政への市民参画の推進 市の計画や施策に市民の意見を反映させるため、市民が意見を述べられる機会を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パブリックコメントの実施等意見聴取機会の充実</li> <li>○計画づくりに関する審議会等への市民の参画機会の充実</li> <li>○市民参画についての意識啓発</li> </ul>
②市民協働の推進 市民が地域のために行う公益的・自主的な取組を支援し、市民と行政の協働を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民活動団体等が地域の課題を自主的に解消するための取組に対する支援</li> <li>○市民との協働によるイベントの実施</li> <li>○市民活動拠点の充実</li> <li>○市民活動団体の情報収集と発信</li> <li>○泉大津市が「んぼろう」基金の運用</li> </ul>
③地域コミュニティのネットワーク化の促進 地域団体同士や各種団体のネットワーク化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域団体とNPOや企業、大学などとの連携の推進</li> <li>○小学校区を単位とする地域協議会の組織化の推進</li> </ul>
④地域コミュニティに対する意識の醸成と支援 市民と職員が共に地域のつながりの大切さに対する認識を深めるための施策を推進するとともに、地域コミュニティの活性化に向けた支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民・職員に対するセミナーや講演会等の開催</li> <li>○地域におけるリーダーの育成</li> <li>○自治会の加入促進などのコミュニティ活性化の取組に対する支援</li> </ul>

### 成果指標

基本施策	成果指標	単位	現状値	現状時点	目標値 H31年	目標値 H36年	アンケート返答及び算出方法
1.力を合わせて市民の実績があげられるまちづくり	地域活動やボランティア活動が活発なまちだと思ふ市民の割合	%	51.8	H26年度	60	70	『地域活動やボランティア活動が活発なまちだと思ふ』の設問に対し、「そう思う」「まあ思う」と回答した市民の割合
	市政への市民参画の機会が増えたと思ふ市民の割合	%	44.6	H26年度	55	60	『市政への市民参画の機会が増えたと思ふ』の設問に対し、「そう思う」「まあ思う」と回答した市民の割合
	市民活動団体として登録している団体数	団体	9	H26年度	50	100	市民活動団体登録制度への登録団体数
	地域の中で人のつながりがあると思ふ市民の割合	%	59.9	H26年度	65	75	『地域の中で人のつながりがあると思ふ』の設問に対し、「そう思う」「まあ思う」と回答した市民の割合
	地域活動の中心となるリーダーが育つていると思ふ市民の割合	%	35.9	H26年度	45	60	『地域活動の中心となるリーダーが育つていると思ふ』の設問に対し、「そう思う」「まあ思う」と回答した市民の割合



### 市民参画（第9条～第11条）

#### ▶パブリックコメントの実施

提出方法・・・郵送、ファックス、電子メール又は担当課に持参  
(市内各公共施設等に意見書募集箱を設置)

【平成27年度実績】

計画・条例等名称	募集期間	提出人数	意見件数	担当課
1 泉大津市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部改正(案)	7月1日 ～7月31日	12	12	環境課
2 「泉大津市人口ビジョン(素案)」及び「泉大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)の基本目標(案)」	9月20日 ～10月25日	5	7	企画調整課
3 泉大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)	10月6日 ～10月25日			
4 泉大津市第4次一般廃棄物処理基本計画(案)	12月11日 ～1月12日	3	3	環境課
5 第3次泉大津市男女共同参画推進計画(案)	12月18日 ～1月12日	6	14	人権市民協働課
6 泉大津市財政運営基本方針(案)	12月11日 ～1月12日	1	2	財政課
7 泉大津市自転車等駐車場条例(案)	12月25日 ～1月29日	5	8	土木課
8 泉大津市教育振興基本計画(素案)	1月7日 ～1月31日	3	6	教育総務課

#### ▶市長への提言制度

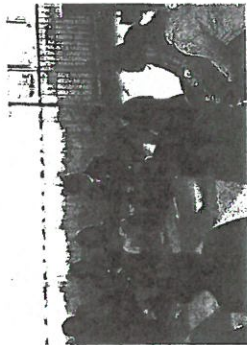
【平成27年度実績】

- ・調査日程 平成27年6月1日(月)～12日(金)
- ※広報いずみおおつ6月号紙上に応募用紙を掲載
- ・対象 本市民
- ・回収数 66通、106件

内容	件数
駐輪場・道路整備・交通安全など (道路整備、街灯、歩道、自転車のマナーなど)	35
環境について (ごみ、不要物撤去、落書き、ふん害、ごみ袋など)	14
市政全般について (合併、市議会議員定数、商店街、水道料金など)	12
学校・幼稚園・保育所・認定こども園について (学校給食、学校教育、学校設備など)	10
市の施設・設備について (図書館、授乳室、火葬場、旧ビルの撤去、市民会館の施設整備など)	9
公園・プールについて (公園の整備、遊具の整備など)	5
高齢者福祉・生活保護について (ふれあいバス、生活保護費など)	5
子どもの福祉、子育て環境について (幼稚園の助成金、教職員の任免権、タウンミーティングなど)	4
市立病院について (運営の委託、病院の評判、検査衣など)	4
職員について (市役所休日対応、市職員数、窓口における対応)	3
災害・安心安全なまちづくりについて (市内のチャイム、海抜表示)	2
市などのイベントについて (ひまわり大作戦、ふれあいサマーフェスタ)	1
分類不可	2
計	106

【年齢別】

年齢	件数
10代	0
20代	1
30代	5
40代	1
50代	3
60代	12
70代	10
80代	0
90代	0
未記入	34
計	66



タウンミーティングの様子

▶タウンミーティング

市民と直接意見交換することにより、市民とともに住みよいまちづくりを進めるため、タウンミーティングを開催している。  
平成27年度は10回開催し、そのうち3回は子育て世代を対象とした「子育て世代懇談会」として認定子ども園などで開催した。

【平成27年度実績】

日程	場所	人数	意見件数
6月29日(月)	東港長寿園	50	5
7月6日(月)	かみじょう認定こども園	32	6
8月25日(火)	助松団地集会所	32	5
9月30日(水)	松之浜長寿園	32	13
11月5日(木)	清水町自治会館	27	6
11月18日(木)	おてんのう会館	4	2
1月12日(火)	くすのき認定こども園	11	5
1月20日(水)	戒幼稚園	25	10
1月26日(火)	我孫子公民館	63	4
2月9日(火)	助松長寿園	61	7
		337	63

▶広報モニター制度

「広報いずみおおつ」をはじめとする市の広報活動に市民の意見を取り入れ、よりわかりやすく、より充実した内容にするため、広報モニターを設置している。

■平成27年度登録者数 46名

【内訳】

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
男	0	1	2		2	3	2		10
女	4	6	7	2	3	6	7	1	36
合計	4	7	9	2	5	9	9	1	46

会社員・自営業7、主婦11、学生10、無職9、その他(パート等)7

■任期 平成27年6月1日～平成29年3月31日

■モニターアンケートの実施方法について

- 平成27年度は10回実施(6月～3月)。
- 毎月5日にアンケートを依頼(郵送、メールのいずれか)
- その月の20日までに回答をもらう。(郵送、メール、ファックスのいずれか)
- 翌月の5日までに結果をまとめ、毎月、モニターにフィードバックするとともに、市ホームページにも掲載する。
- 広報紙においても、年に1～2回程度、モニターからの主な意見や反映状況などを掲載する。
- 常にアンケート結果を参考にできるものは随時取り入れていく。

## 市民公益活動の推進(第12条～第13条)

### ▶市民活動支援センター運営事業

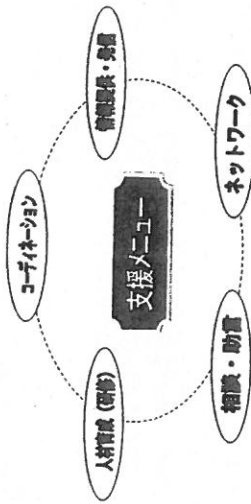
#### 【設置目的】

市民の自主的で営利を目的としない公益性的な活動を支援し、市民と行政との協働のまちづくりを推進することを目的に設置する。

#### 【設置根拠】

泉大津市参画及び協働の推進に関する条例第13条第3号

#### 【センターの機能】



#### (機能1 情報提供・発信)

情報誌(センターだより)やホームページなど多様な媒体を活用し、団体紹介、イベント紹介、補助金情報など市民活動に関する情報を提供する。

#### (機能2 相談・助言)

ボランティアがしたい、活動を始めたい、NPO法人になりたいがどうすればいいかなど、何か困った時に適切に相談・助言をおこなう。

#### (機能3 コーディネーション)

個人と団体、団体同士、団体と事業者などをつなぐ。

#### (機能4 ネットワーク)

市民や団体が交流する場所や機会を提供し、自らがつながるきっかけづくりをする。

#### (機能5 人材育成)

市民活動に関心のある市民や団体に対して、学習の機会を提供する。

#### 【運営概要について】

- ・運営方式  
公設民営
- ・受託団体  
いづみおおつ市民公益活動推進協議会
- ・事務局体制  
センター長1名、事務員3名 計4名
- ・設置場所  
テクスピア大阪5階

#### 【開所以後の主な動き】

- ・開所式 参加者25名 平成27年1月24日(土)
- ・施設内覧会 参加者23名 2月21日(土)22日(日)
- ・施設愛称募集 応募数57作品 3月1日～31日
- 5作品による市民投票実施 5月1日～31日
- 愛称「おづぶらざ」に決定 7月

#### 【平成27年度実績】

○利用状況について 平成27年4月～平成28年2月

項目	実績	内容
開館日数	274日	木曜～火曜日(祝年末始除)9:30～17:15
利用者数	1,283人	来所者数
機材利用	232人	センター内の印刷機、その他機材利用数
会議室利用	58団体	会議スペースの利用団体数
ロッカー利用	4団体	貸出用ロッカーの利用団体
メールボックス利用	11団体	貸出用メールボックスの利用団体
利用登録団体	63団体	施設を利用するために登録した団体数

○事業について

項目	事業項目
情報提供・発信	①センターニュース「おづぶらざ」の発行 計4回 ②ホームページの開設 ③市民活動団体情報データベース作成
相談・助言	④相談窓口の開設
コーディネート	⑤学生ボランティア紹介事業
ネットワーク	⑥まちづくり井戸端会議の開催 計6回 ⑦交流フェスタの開催
人材育成	⑧セミナー・講座の開催 計4回 ⑨センター機能強化事業



実施日	参加者
平成27年4月25日(土)	16名
7月25日(土)	19名
9月26日(土)	18名
11月28日(土)	19名
平成28年1月22日(金)	13名
3月5日(土)	15名

いずれも時間：14時～16時(11月28日は19時～21時)

場所：市民活動支援センター

⑦交流フェスタの開催

市民活動団体の活動を広く市民に発信し団体同士の交流及びネットワーク形成の促進を図ることを目的に開催した。自治会活動紹介パネル展と共催で駅前商業施設で実施した。

事業名	日 時	場 所	参加団体	内 容
自治会活動紹介パネル展&おぶらざフェスタ	3月17日(木)～23日(水)	7日間	いずみおおつCITY1階アルザトリウム	
			40団体(自治会18、市民活動団体22)	
				パネル展示、ステージ発表、体験コーナー

5. 人材育成

⑧セミナー・講座の開催 計4回

講座名・日時	参加人数
ボランティア講座「生きる、活かす、つながる」 3月28日(土)13時30分～15時	19名
「泉大津市社会福祉協議会が取組むまちづくり」 10月24日(土)10時～11時	22名
思わず手にとるチラシの作り方講座 1回目12月5日(土)13時30分～16時 2回目12月13日(日)10時～12時、13時～15時	1回目22名 2回目12名

1. 情報提供・発信

①センターニュースの発行

4月、8月、11月、3月の計4回センターから情報発信媒体として発行した。内容は、センターで実施した事業の報告や今後の告知、また、利用登録されている団体の活動概要の紹介に加え、実際にスタッフが取材を行い、団体の活動について内容を掘り下げた団体紹介記事の掲載など読者に興味を持ってもらう工夫を行った。

②ホームページの開設

8月にホームページを立ち上げ、センターの利用案内、市内で実施するイベント情報、団体情報を紹介するページを作成し、ブログ形式での情報発信を行っている。機能面では検索機能の追加やアクセシビリティの強化等を行い、機能の充実を図った。

③市民活動団体情報データベース作成

利用登録団体等に関する各種情報をデータベース化して、団体情報一覧冊子を製作した。

2. 相談・助言

④相談窓口の開設

市民、団体からの市民活動に関する問い合わせ、相談等に対応するため、相談窓口を設置した。センター窓口の他、FAX、ホームページからの問合せフォームを介して相談に応じた。

3. コーディネーション

⑤学生ボランティア紹介事業

利用登録団体のニーズに対応するため、ボランティア人材の紹介、活動の活性化を目的に大学のボランティア支援部局と連携し、学生ボランティアの要請に対して、支援を行う。本市包括協定3大学のうち桃山学院大学ボランティア支援室と連携を図った。

4. ネットワーク

⑥まちづくり井戸端会議

2か月に一度の割合で年6回にわたり地域活動している団体、市民が集い、交流を図る場を提供し、個人、団体のネットワークを形成することを目的に開催した。



⑨センター機能強化事業

市民活動支援センターで実施される中間支援事業を効果的に機能させるため、スタッフの業務ノウハウの蓄積を目的に、「情報提供・発信」「相談・コーディネート」「ネットワークの形成」「人材育成」に関することなどについて専門的な観点からの指導助言を受ける。

テーマ	市民公益活動推進における中間支援ノウハウの習得について
委託団体	特定非営利活動法人SEIN
受講対象者	センタースタッフ4名・市職員2名
実施日時 (参加人数)	H27.7.3(6名) 7.7(5名) 8.17(5名) 8.27(5名) 9.18(5名) 9.28(5名) 10.9(5名) 11.2(5名) 11.9(5名) 11.27(5名) 12.11(5名) 12.21(5名) H28.1.14(5名) 2.15(5名) 2.29(5名) 3.28(予定) 計16回 いずれも10時~12時 (9.18と10.9は14時~17時)
指導助言を受けた事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOについて(基礎知識)</li> <li>・市内NPO法人の把握について</li> <li>・相談対応について</li> <li>・NPO会計について</li> <li>・情報発信について</li> <li>・NPOの資金調達方法について</li> <li>・団体の設立支援について</li> <li>・センター業務の短期・中期・長期の目標の立て方</li> <li>・センターホームページの制作について</li> <li>・泉大津市の地域課題を考える</li> </ul>

▶がんばろう基金の状況

平成20年度に設置された基金で、市民が自発的に行う公益的な活動に対し、支援するため、市民の寄付とその同額を市が積立てているもの。これを原資に公募型補助金制度を通じて市民活動団体に財政的な支援を行っている。

【積立残高】

8,981,000円	平成27年5月31日時点
------------	--------------

【過去3年の寄附状況】

平成25年度	53件	1,386,000円
平成26年度	88件	2,643,065円
平成27年度	85件	4,203,540円

▶がんばる市民公益活動応援補助金事業

この制度は、がんばろう基金を原資として平成21年度より市民の自発的な特定非営利活動を財政面で支援することにより、市民活動を活性化し、市民主体のまちづくりの進展に寄与することを目的とするもの。6年間、のべ20団体370万円の支援を実施している。

【平成27年度実績】

1、補助金の募集・審査

募集説明会	4月7日(火) 泉大津市役所	4団体
申込み受付	3月23日(月)~4月30日(木)	7団体
審査会	6月14日(日) 泉大津市役所	32名

2、補助事業認定申請

	申込み		補助予定分
	事業数	金額	
自立促進事業	5事業	1,349,800円	3事業 750,000円
活性化事業	1事業	400,000円	1事業 400,000円
新規事業	1事業	150,000円	0事業 0円
合計	7事業	1,899,800円	4事業 1,150,000円

3、主な制度改正点

- ・2コース(自立促進事業補助金(はじめの一步)と活性化事業補助金(ステップアップ))の補助期間を「2年」から「3年」に拡充した。
- ・名称を「特定非営利活動支援補助金」から「がんばる市民公益活動応援補助金」に変更した。

【対策委員会委員構成】

地域 団体	医療 関係	一般 市民	学識 経験	学生	教育 機関	福祉 関係	民間 企業	行政 機関	市職	合計
交通安全	7	2			1		1	2		13
高齢者の安全	4	2	1	1		3	1		2	14
災害安全	8	1		2		4		2	2	19
子どもの安全	5			1	3			2	5	16
自殺予防	3	1	1			2		3	5	15
犯罪防止	8	2		2			1	1		14
総計	35	4	4	2	6	4	9	10	14	91

【平成27年度会議開催実績】

組織名	回数
推進協議会	2
外傷S委員会	4
推進本部	5
推進調整会議	6
合計	17

対策委員会名	回数
交通安全	12
高齢者の安全	10
災害安全	11
子どもの安全	11
自殺予防	10
犯罪防止	10
合計	64



推進会議の様子



対策委員会の様子

セーフコミュニティ活動の推進

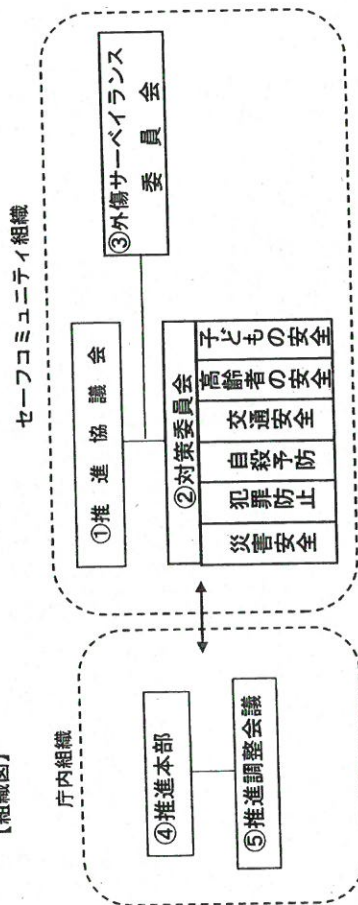
【目的】

セーフコミュニティ活動とはWHO(世界保健機関)のセーフコミュニティ協働センターが推奨する安全・安心なまちづくりの取組のことで国際認証制度が設けられている。活動理念は事故やけがは偶然に起こるのではなく、予防できるというもので、活動にあたっては行政や医療機関、警察、地域活動団体や市民が協働で安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進める。この取組を通じて地域コミュニティの活性化を図る。

【これまでの経過と今後の予定】

平成26年6月に活動に取り組むことを宣言。その後、6つの重点テーマを設定し、各対策委員会でその対策を検討及び取組みを進め、平成27年10月に事前審査が実施された。平成28年6月を目標に認証申請した後、本審査を受け、11月に認証取得を目指す。

【組織図】



<セーフコミュニティ組織>

- ①推進協議会：地域団体、警察、消防、行政等で構成された分野横断的な推進組織
- ②対策委員会：重点テーマの分野別委員会や地域団体、行政機関など分野横断的なメンバーで構成
- ③外傷S委員会：医療関係機関、警察、保健所等で重点項目のデータ収集分析検証、評価助言機関

<庁内組織>

- ④推進本部：庁内の部長等で構成
- ⑤推進調整会議：各対策委員会のテーマに関連する課長等で構成

▶自治会活動促進事業

本市の自治会加入率は平成27年4月現在、87団体19,012世帯で、市全世帯数に占める加入世帯割合は57.73%となっている。平成15年に比べ、約10%低下している。このため、平成25年8月に加入促進専門部会の設置し、加入促進策について検討している。「自治会の魅力を高める」「情報を発信する」「未加入者への働きかけ」の3つの基本的な方針に基づき、自治会と市との協働により取組を進めている。

【平成27年度実績】

事業名	内 容
啓発ポスターの掲示	自治会の加入を啓発するポスターを市内525箇所の自治会掲示板に貼付した。
未加入世帯への啓発リーフレット配布	自治会未加入世帯5,000世帯に対して、啓発リーフレットを広報紙に折込配布した。
宅建協会へ啓発ポスター、リーフレット配架	加入促進協定に基づき宅建協会泉州支部市内71社に対し啓発ポスター、リーフレットを送付し、転入者等への加入働きかけを依頼。
防犯カメラ設置等補助金事業の創設	自治会の防犯カメラ設置に対する補助金制度を創設、27年度は29団体78基に対して補助した。
自治会掲示板新設・取替事業	宝くじ助成金を財源に自治会が所有する掲示板の新設及び取替を61箇所行った。
自治会間境界における防犯灯設置促進事業	宝くじ助成金を財源に自治会間の境界における未設置箇所を中心に防犯灯30基を設置した。
訪問勧誘お断りステッカーの製作	高齢者を狙った悪質な訪問勧誘が社会問題化するなか、地域全体で取組むことによる被害防止を目的に自治会員2万世帯にステッカーを配布啓発した。
自治会加入促進手引きの作成	自治会活動が活性化するための手引き500部を作成した。次年度以降、市内自治会長に配布する。
パネル展の開催	3月17日～23日アルザアトリウムで自治会活動をパネルで紹介する展示イベントを開催した。
パークゴルフ大会開催	11月14日に自治会員同士の親睦を図ることを目的に開催した。
防犯カメラ設置促進に関する3者協定締結	自治会連合会、泉大津警察、市の3者で10月に防犯カメラの設置促進と運用連携に関する協定を締結した。

人材の育成(第14条)

○講演会・セミナーの開催

市民及び職員を対象に市民協働の意識の啓発・醸成・地域人材育成の第一歩として市民協働に関する講座を実施する。

【平成27年度実績】

事業名	場所	日時	題目	参加人数
泉大津市まち・ひと・しごと創生講演会	テクスピア大阪小ホール	1月30日 14時～16時 2月6日 14時～16時	人口動態から描き出す2030年の姿 人口減少時代に「輝く」まちとは	35 100

○職員研修

【平成27年度実績】

事業名	場所	日時	題目	参加人数
新規採用職員フォローアップ研修	市役所 大会議室	9月30日 10時～11時	協働による地域コミュニケーション活性化について	19

○協働のまちづくり人材育成補助金事業

地域で活躍する人材を育成することを目的とした研修などに参加する人を支援するため、市がその費用の一部を補助する。なお、対象者はすでに活動をしている、またはこれから活動しようと考えている個人、団体。

【平成27年度実績】

申請団体	補助対象人数	補助金額
3	3	60,053円

※個人申請はなし



(参考資料)

来年度の主な実施事業 (案)

事業名	市民主体のまちづくりプラットフォーム構築事業 (案) 一泉大津市立旭小学校地域開放型校舎を活用したまちづくりを目指して一
事業の実施予定時期	平成28年度中
事業の趣旨・目的	市民ニーズの多様化・高度化が進むなか、こうした状況に対応するためにも市民が自主的、自立的に、まちづくりを担っていくことが求められる。一方、ポラテンピアに対する市民意識の高まりに加え、また団塊世代の大量退職時代を迎え、地域に目を向ける市民が多く見込まれるなか、地域活性化の大きな原動力として市民の自発的な活動が促進される仕組みをつくることにより、市民の地域への愛着心を醸成し、ひいては地域活性化及び定住促進に寄与することを目的とする。
事業の概要	(1) 事業内容 ハード面において、現在建設を進めている泉大津市立旭小学校の地域開放型校舎を地域の新たなまちづくりの拠点と位置付けて整備するとともに、ソフト面では検討会立ち上げ、ワークショップ等の開催等を通じて、当該地域の住民、子ども会を含む自治会などの地域団体、PTAを含む学校関係、その他公益的な活動をしている各種団体等が参加し、活力あるまちづくりのあり方について、自らが主体的に話し合う場を設ける。これらを通じて地域住民の認識共有を図るなど、主体的にまちづくりに参加できるような仕組みをつくるため、両面において支援を行う。 (2) 今後の展望 今年度まちづくり協議体の設立に向けて事業着手し、設立後はモデル地区として具体的な事業を展開する。今後、各地区において地域の実情に合わせた協議体の設立支援を行い、市全体として持続可能な市民主体のまちづくりを推進していく。

事業名	地域コミュニティ活性化補助金事業 (案)
事業の実施予定時期	平成28年6月～
事業の趣旨・目的	泉大津市参画及び協働の推進に関する条例 (平成26年泉大津市条例第23号) 第12条及び第13条に基づき、市民公益活動の促進のため、自治会その他の地域住民の組織する団体が行うコミュニティ活性化を目的とした活動に対する地域コミュニティ活性化補助金を交付する。
事業の概要	(補助対象事業) (1) 自治会等の活動内容、地域の魅力等の情報を発信する事業 (2) 自治会等に加入していない住民と加入している住民の交流を図る事業 (3) 自治会等に加入していない住民に加入を働きかける事業 (4) 新たな地域課題の解決に取り組む事業 (5) 自治会等の運営の活性化に取り組む事業 (6) 自治会等が存在しない地域において新たな自治会等の設立に向けて取り組む事業 (補助対象者) (1) 市に届け出のある自治会 (2) 自治会の長で組織する団体 (3) 自治会が推薦する団体 (4) その他、地域活動に取り組むことを主たる目的とする団体 (補助金の額) 同一補助対象者につき1回、継続2年を限度とし、1年目においては10万円以内、2年目5万円以内とする。 同一事業にかかる補助回数は、1団体につき2回まで (補助対象外経費) (1) 事務所等の維持経費、経常的な活動に要する経費 (2) 研修会等への参加に要する経費 (3) 構成員に対する人件費、謝礼 (4) 飲食費 (事業に直接要するものは除く) (5) 特定の個人に提供する記念品、景品等の購入費







## 【地域リーダー像と人材育成の青写真】

### ○地域リーダー像

望ましい地域リーダー像としては、地域の課題を認識し、その解決に向けて方向性を示し、他のメンバーを巻き込んで、地域全体で取組めるようリードする者。また、協働によるまちづくりへの理解があり、地域と行政の調整能力にたけた者。一方、後継者不足が課題となっているため、次世代育成という視点を持って活動できる者。

### ○人材育成の青写真

次に地域人材（リーダー）の育成の基本的な考え方は、新たにリーダーの資質を養成するというより、そのような資質を持った人材を発掘するということ。

会社組織とは違い、「地域」という緩やかな人間関係からなるコミュニティという組織においてリーダーシップを発揮する者は、あくまで自主的・自発的であってボランティア性に基づいていることは念頭に置く必要がある。現在、地域活動に参加する人が減少している状況において、まずは地域に関心を持ってもらい、自主的・自発的に活動する市民をいかに増やしていくかが重要である。その意味においては、市民への意識啓発・醸成を行っていくことに並行して、その仕掛け（地域活動をすきっかけづくり）が必要となる。

そのひとつが現在進めている「セーフコミュニティ活動」の推進である。この活動は地域課題を発見し、それに対する対策を市全体で取組むというスキームに沿って進めているもので、これまで地域に関心のなかった多くの市民が地域活動に参加することが期待できる。

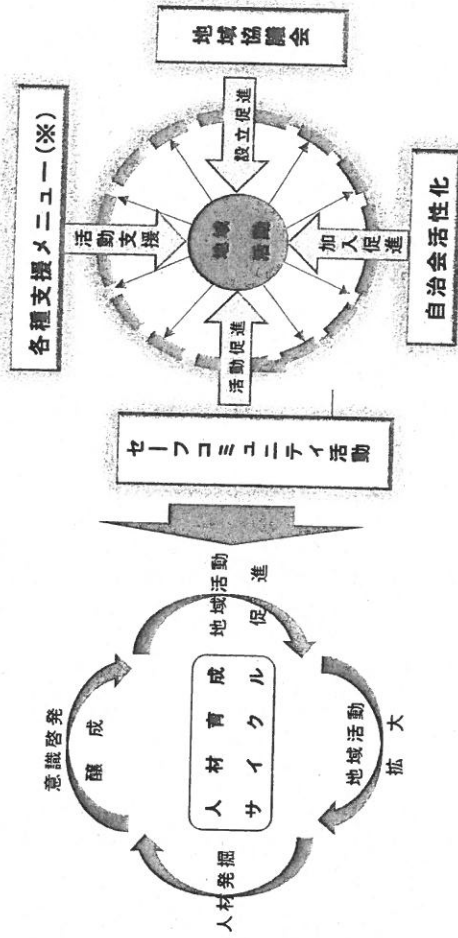
一方、地域活動の中核を担う自治会組織は、加入率が年々減少している状況で全世帯の約57%までに低下している。原因は都市化の進行、ライフスタイルの変化等があり、また新住民と旧住民との交わりが居住形態（マンション等の集合住宅）の要因も加わり、希薄になりやすい傾向にある。しかし、今後も自治会は地域の中核団体であり続けることには変わりはなく、引き続き、自治会の活性化は推進する必要がある。

他方、自治会は原則として会員同士の相互扶助をもとに活動しているため、自治会未加入世帯が約半数となっている現実を考えた場合、自治会が地域の活動全てを担うことは、現実的でなくなっていることから、小学校区を範囲

として市民が主体的にまちづくりに取り組む組織（地域協議会）の設立を目指しているものである。この組織は、当該校区全住民を対象とした組織として活動することに加え、自治会をはじめ地域で活動する各種団体が構成員となることにより、これまでの課題であった地域間の縦割りを解消することにも寄与するものである。

各種支援メニューに加え、これら「セーフコミュニティ活動」と「地域協議会の設立」を推進することにより、これまで地域に関心のなかった多くの市民が地域活動への参加が期待でき、地域活動が質・量ともに活発になり、好循環のもと多くの人材が発掘され、地域活動を行うに当たり必要な知識の習得などの育成を行うもの。

図示



(※) 各種支援 ・ 市民活動支援センター（おぶぶらざ）の充実

- ・ がんばる市民公益活動応援補助金
- ・ 講演会・セミナーの開催
- ・ 協働のまちづくり人材育成補助金
- ・ 地域コミュニティ活性化補助金





ルールをつくる

「市民協働推進に関する条例（仮称）」の検討

社会の変化により市民ニーズが複雑・多様化し、これらのニーズに対応するには、行政だけでは、効果的な施策、事業の展開が難しくなっています。より良いまちを目指すため、市民と行政が共にまちづくりをすすめていくことが必要となります。このため、市民と行政の役割分担を明確にして、共にまちづくりを行うためのルールを市民のみさんと一緒に考えることにしています。

応援をする

「泉大津市市民活動支援センター」の整備

市民のみさんが自主的に行う地域活動や公益活動をあらゆる面で応援していく施設です。この施設では、市民活動に関する相談や情報発信、市民や団体向けのスキルアップ講座の開催、団体同士の交流やコーディネートなど市民活動における様々な支援を行います。平成26年度にテイクスピア大坂に開設予定となっています。

「泉大津市がんぼう基金」の活用

市民の自発的な活動を応援し、泉大津を元気にするために、泉大津市ががんぼう基金の仕組みを作っています。この基金は、市と市外の有志から成り立っています。市民活動を支える補助金制度の運営に充てられています。この制度は平成20年度に創設され、これまで多くの団体が活用しています。



「がんぼう基金大津」～みんなで育てよう市民活動の芽～

がんぼう基金ロゴマーク

共にがんばる

「セーフコミュニティ活動」の推進

「安全安心なまちづくり」を実現するため、世界保健機関（WHO）のセーフコミュニティ協働センターが推奨するセーフコミュニティ活動に取り組むこととしています。この取り組みは、事故やけががはげしいだけでなく、予防できるという理念のもと、行政や医療機関、警察はもとろん、地域で活動されている団体や市民の皆さんが一緒に取り組む、いわば「オール泉大津」で安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるものです。



セーフコミュニティに期待する4つの効果

外傷や事故が減ります

取り組んでいる地域では実際に効果が表れています。先進地であるスウェーデンなどでは、外傷や事故が30%も減少したと報告されています。

市のイメージアップ

安全安心なまちづくりが進み、市のイメージアップが図られます。

地域コミュニティの再生

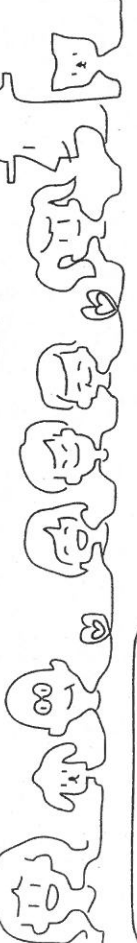
若がまちを良くしたいという思いで取り組むことで、人と人との信頼と絆を回復し、地域コミュニティの再生が図れます。

医療費等の削減

事故や外傷の減少により、医療費や介護費用の削減が期待できます。

みんなできつろう！つながりが感じられる泉大津へ

～地域コミュニティの再構築に向けて～



地域コミュニティって何？

地域コミュニティとは、生活をすることで生まれる、人と人の支え合い、助け合いが日頃からできている地域社会（集団）のことで、身近なご近所同士のお付き合いや自治会・町内会などが思い浮かぶのではないのでしょうか。

地域コミュニティの現状

ひと昔前はご近所同士で夕飯のお裾分けをする光景が見られたように、日頃から、「向こう三軒両隣」の関係ができていました。しかし、マンションの増加、サラリーマン世帯の増加、個人主義の偏重や価値観の多様化などライフスタイルの変化により地域の人間同士のつながりが弱くなっていると言われています。

なぜ、地域のつながりが必要なの？

少し前に「無縁社会」という言葉がクローズアップされました。これは、社会から孤立する人が増えているという日本社会の側面を表した言葉です。そもそも人間は大きく3つの「縁」により支えられています。ひとつは血縁（家族の縁）、2つ目は地縁（地域の縁）、そして社縁（会社の縁）です。今、こうした縁が弱まりつつあり、孤立しやすい社会となつてしまっています。昨今の現状をみると、子どもへの虐待事件や高齢者の孤独死、年間3万人の自殺者の問題が起こつてしまっています。こうした社会問題は、人とのつながりが希薄になることによつて、引き起こされています。

ひとり一人が地域とつながることがとても大事

地域は言うまでもなく、そこに住む人が作り出す空間です。1人より2人、地域の多くの人がつながりあう形です。つながりや関わりをもつことで、いざという時の生活の支えとなり、安心感を与えてくれます。こうした地域とのつながり、住んで良かった、住み続けたいと思える豊かなまちの実現につながります。

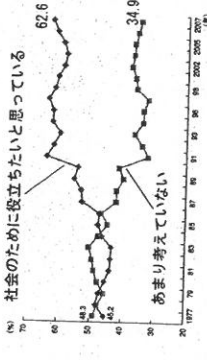
多様なコミュニティが地域社会をより豊かに

人とのつながりは、地域の人間同士だけではなく、新たな分野やサービスマンや市民活動団体の活動が盛んになっていきます。このよう多様なコミュニティ活動が地域で活躍することにより地域がより豊かなものになります。

実は、

「地域の役に立ちたい」と思っている人は多い！

平成19年国民生活白書によると「何か社会のために役に立ちたい」と考えている人は高まる傾向にあると報告されています。どのよう貢献したいか尋ねた結果では、「社会福祉」や「自治会活動」が上位を占めており、地域への貢献意識が高いことが伺えます。しかし、その思いが実現していかないという結果となっています。その理由として、活動する時間が少ない、最も多く35%、一方で「身近に団体や活動内容に関する情報が無い」11.1%、「参加したいと思える魅力ある団体がない」6.6%と地域活動に関する情報不足や身近に魅力ある活動がないことも大きな要因となっています。



社会貢献意識の推移（平成19年国民生活白書より抜粋）



裏面（泉大津市の取り組み）もご覧ください。



# 自治会活動紹介パネル展 & おつぷらざフェスタ

ボランテイア、自治会活動の扉を開けて、  
あなたの生き方をもうと輝かせてみませんか！  
あなたの「やってみてみたい」を探して来てくださいます。

自治会や市民活動（ボランテイア）団体によるパネル展。今年からフェスタも始まりました！  
自治会に関すること、市民活動に関すること……わくわくがたっぷり詰まった1週間。  
手づくり体験コーナー、ステージ発表もあります。  
あなたの「やりたい」や「やりがい」見つけてください。（くわしい内容は裏面）

## 3.17 木 → 3.23 水

ただし17日は13時から、23日は12時まで

場所：いずみおおつCITY1階アルザトリウム  
泉大津市旭町 18-5（南海本線泉大津駅すぐ）

### おつぷらざフェスタプレゼント！



期間中クイズに答えると  
おつみんグッズをプレゼント！  
みんなと一緒に参加してね！  
（数に限りがあります）

主催：泉大津市自治会連合会、泉大津市  
おつぷらざフェスタ実行委員会  
問合せ：泉大津市人権市民協働課 TEL 0725-33-9167（直通）  
市民活動支援センター TEL 0725-24-9016

## パネル出展団体

### 自治会

戎校区西、若宮町、神明町、旭町、  
アルガ、春日町、松之浜町、池浦町  
板原町、上条、助松町、浜助松、森町  
条南町、北豊中二丁目

### 市民活動団体

輪をひろげる会、緑化ボランテイア協議会  
ハーモニ、浜パティオ、ねころじの会  
ホンノワまちライブラリー  
朗読ボランテイア泉大津あめんぼ  
南海中央美化の会、泉大津市婦人協議会  
おつ自然エネルギー市民の会  
泉大津市介護者家族の会  
（順不同）

## ステージ

19日（土） 式典

CRUSH  
小津中学校吹奏楽部  
NPO法人リアライズ  
NPO法人音結  
混声合唱団  
絵本の会ほっかほか

20日（日）

CRUSH  
オカリナキャロット  
キッズダンス スマイリー  
五月会  
南海中央美化の会

23日（水）

NPO法人おほなしキャラバンつばき

順不同、日程が変更になる場合があります

## 体験コーナー

各回とも12:00～13:00は休憩。要材料費（一部除く）

17(木)	13:00～15:00 マドレの庭 手づくり俱樂部 刈り紙はみり、花マクネット	13:00～15:00 和花（のどか） 切り紙はみり、花マクネット	14:00～16:00 ホノワまちライブラリー 本の交換（メッセを過ぎて交換）
18(金)	10:00～16:00 マドレの庭 手づくり俱樂部 ヘアブロー、しじゅうマクネット	10:00～16:00 絵本の会ほっかほか 絵本ひろば	
19(土)	10:00～16:00 マドレの庭 手づくり俱樂部 カラー彫画、刈り紙はみり		
21(月)	10:00～16:00 マドレの庭 手づくり俱樂部 粘土糊でスイーツづくり レザーカードケース	10:00～16:00 和花（のどか） 切り紙はみり、ハルーションアートなど	
22(水)	10:00～16:00 マドレの庭 手づくり俱樂部 ヒーソの飾り、糊み物（花・葉っぱ）	10:00～16:00 和花（のどか） 切り紙はみり、花マクネットなど	
23(木)	10:00～12:00 マドレの庭 手づくり俱樂部 ヒーソの飾り、レザーカードケース	10:00～12:00 ホノワまちライブラリー 本の交換（メッセを過ぎて交換）	

\*一部内容が変更になることがあります。  
ご了承ください。

